

3D都市モデルを活用した駅前再整備ビジョンの可視化事業VR作成業務委託 に関する公募型プロポーザル実施要領

1 公募の目的

池田市では、令和5年度に実施した「阪急池田駅周辺基本計画・駅南詳細設計業務」において、阪急池田駅北側の今後の在り方を検討し、将来整備の構想案を作成しているところである。

本業務は、これらの整備計画の推進における様々な課題解決のための検討と、それに伴う周辺住民及び市民への計画内容の説明・啓発・意見集約、プロジェクト関係者や専門家との協議、地域景観形成等の計画マネジメントにおいて、事業の具体化を効率的・継続的に支援し、市民参画やエリアマネジメントに繋げていく目的で、当該地区およびその周辺を検討対象の範囲とした基盤となる汎用三次元デジタル空間を生成するとともに、過年度に整備した3D都市モデルを更新・活用したバーチャルリアリティ（以下「VR」という）空間を作成し、今後の計画検討に資する多機能VRアプリケーションの製作を行うことを目的とする。

これらの業務の委託に際しては、価格のみならず、企画提案力、専門性、実績等を考慮することにより、専門的かつ広範な知識や経験、高度な専門知識と調整能力を有する、総合的な支援が可能な事業者の選定が必要であることから公募型プロポーザルを実施するものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名 3D都市モデルを活用した駅前再整備ビジョンの可視化事業VR作成業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 業務規模 4,500,000円（税込）

3 参加資格

参加者は次の(1)～(6)にあげる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 池田市指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続又は再生手続開始の決定がなされていないものであること。
- (4) 池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）で規定する暴力団又は暴力団密接関係者でないこと。また、これらの者と下請契約その他の契約を締結する者でないこと。
- (5) 配置予定の管理技術者については、過去5年（平成31年度～令和5年度）以内に官公庁や独立行政法人が発注した近畿地区で同様のVR作成経験を元請として履行した実績を有するかつ、都道府県庁所在地もしくは東京都特別区のVR作成経験を含む都市計画に於けるVRに関する実務経験を10年以上有する者であること。
- (6) 過去5年（平成31年度～令和5年度）以内に官公庁が発注した都道府県庁所在地もしくは東京都特別区のVR作成経験を有し、かつVRに関する実務経験を5年以上有する技術者を担当技術者として1名配置すること。

4 スケジュール

公募の開始	令和6年8月5日（月）
質問事項の提出期限	令和6年8月9日（金）12時まで
参加表明書等の提出期限	令和6年8月16日（金）17時まで
企画提案書等の提出期限	令和6年8月23日（金）12時まで
審査日（プレゼンテーション）	令和6年8月下旬予定（後日通知）
結果通知	令和6年9月上旬発送予定
契約締結	令和6年9月上旬契約締結予定

5 提出書類

参加予定者は、次の書類をそれぞれの期限までに提出すること。

【参加表明書等（令和6年8月16日（金）17時まで）】

- （1）プロポーザル参加表明書（様式－1）
- （2）会社概要書（様式－2）
- （3）業務実績書（様式－3）
- （4）公募開始日から過去3年以内の処分歴等の有無（様式－4）
- （5）会社概要・パンフレット等

【企画提案書等（令和6年8月23日（金）12時まで）】

- （6）業務実施体制（様式－5）
- （7）技術者業務経歴（様式－6）
- （8）企画提案書（任意様式 A3 サイズ横型片面印刷 1 枚）
- （9）実施方針・工程計画（任意様式 A3 サイズ横型 1 枚）
- （10）業務見積書（任意様式 ※ 1）
- （11）担当者の業務実績を示す契約書等の写し

※ 1 仕様書における各業務内容に沿って、各業務の見積価格の内訳を、消費税及び地方消費税を抜いた金額で明記すること。

【質問事項（令和6年8月9日（金）12時まで）】※質問事項がある場合のみ提出

- （11）質問書（様式－7）

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和6年8月5日（月）から令和6年8月9日（金）12時まで

(2) 提出方法

上記5の(11)を用い、電子メールで下記メールアドレス宛に提出すること。

メールアドレス：t-seisaku@city.ikeda.osaka.jp

(3) 質問に対する回答

令和6年8月14日（水）17時までに市ホームページにて回答するものとする。

7 参加表明書等の提出

参加予定者は上記5の(1)～(5)を提出すること。(A4 紙ファイルで綴じること。)

(1) 受付期間

令和6年8月5日（月）から令和6年8月16日（金）17時まで

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

持参、郵送、メール（受付期間内必着）

※ メール受信可能な容量は約10MBまで、大容量メールの受信は不可のため、
容量を超える場合はメールを複数回に分けて提出すること。

メール提出の場合、実施要領下部の問い合わせ先へ提出の受信確認を行うこと。

(4) 提出場所

〒563-8666 大阪府池田市城南1丁目1番1号

池田市 まちづくり環境部 都市政策課

E-mail t-seisaku@city.ikeda.osaka.jp

8 企画提案書等の提出

参加予定者は上記 5 の（6）～（10）を提出すること。（紙面の場合、A4 紙ファイルで綴じること。）

（1）受付期間

令和 6 年 8 月 5 日（月）から令和 6 年 8 月 23 日（金）12 時まで

（2）提出部数

各 12 部

（3）提出方法

持参、郵送、メール（受付期間内必着）

※ メール受信可能な容量は約 10 MB まで、大容量メールの受信は不可のため、
容量を超える場合はメールを複数回に分けて提出すること。

（4）提出場所

〒563-8666 大阪府池田市城南 1 丁目 1 番 1 号

池田市 まちづくり環境部 都市政策課

E-mail t-seisaku@city.ikeda.osaka.jp

（5）記載要領

○提案範囲

提案範囲は別紙「業務区域図」の通りとする。

○書式等

提案書（業務見積書は除く）は社名及び社名を連想させる記述やロゴマーク等を含めないこと

○特定テーマ

業務に係る下記のテーマについて、提案内容を記載すること。

・本対象地区における関係者間の合意形成や計画推進に資するVRの活用方法に関する具体的な工夫
の提案

9 選定方法等

(1) 選定方法

企画提案書提出後、必要に応じてプレゼンテーション審査を行う。選定委員会において、提案書及び提案書に基づくプレゼンテーションの審査を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た参加者を、優先交渉権者とする。ただし、最高得点を得た参加者の得点が、選定委員会で定める基準点に満たない場合は、採択しない。なお、参加者が3者を超える場合は、事前に書類審査を行い、プレゼンテーションを行う者を3者程度に選定する。出席者は1者につき3名までとし、総括責任者となる予定の者は原則出席すること。プレゼンテーション審査時の追加資料は受理しない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。この場合、プロジェクター・スクリーンは市が用意し、操作用パソコン等は持ち込み可能とする。なお、プレゼンテーション・ヒアリングは個別に行い、非公開とする。

(2) 評価項目及び配点

別表のとおりとする。

(3) 選定結果の通知

参加者に対し、選定結果は文書で通知する。

(4) 選定結果の公表

選定結果については、市ホームページで公表する。

10 プレゼンテーション

(1) 実施日時・場所

日 時：令和6年8月下旬予定（後日通知）

場 所：池田市役所 庁舎内

※日時、場所等の詳細は、参加者に別途連絡する。

※リモートによるプレゼンを希望する場合、別途対応するものとする。

(2) 実施時間

1者につき30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）とする。

(3) 機材等

市は、プロジェクター及びスクリーンのみ用意するため、その他プレゼンテーションに必要な機材は、参加者で用意すること。

(4) プレゼンテーションを行う者

本業務に携わる担当者とする。ただし、担当者に加えて、担当者以外の者が行うことは差し支えない。

(5) 資料

プレゼンテーションに使用する資料については、企画提案書に記載されている内容とし、新たな提案は認めない。

1 1 契約について

契約内容及び仕様等については、採択された提案を基に、市と詳細を協議するものとする。なお、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。

1 2 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 上記3の参加資格の要件を欠いた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 提案に当たり著しい信義に反する行為等により、選定委員会が失格であると認めた場合

1 3 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに関して参加者が必要とした費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 市は、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取消すことがある。
この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に対し請求することはできない。
- (3) 提出書類の提出後の修正又は変更は認めない。
- (4) 提出書類に記載された受託業務の担当者等は、市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (5) 参加表明後に参加を辞退する場合は、速やかに市へ文書で通知すること。
- (6) 提出書類は、返却しない。
- (7) 市は、提出書類を参加者に無断で本プロポーザルの選定以外の目的に使用しない。
- (8) 市は、選定を行う作業に必要な範囲において提出書類の複製を作成することがある。
- (9) 市は、本プロポーザルに係る情報公開の請求があった場合、池田市情報公開条例（平成16年池田市条例第1号）の規定に基づき、提出書類を公開する場合がある。

1 4 問い合わせ先

池田市 まちづくり環境部 都市政策課（担当：萩原・鴻田・鈴木）

電 話 072-754-6262（直通）

FAX 072-752-6572

E-mail t-seisaku@city.ikeda.osaka.jp

(別表) 評価項目及び配点

評価項目	審査内容	配点
類似業務の実績 及び実施体制	・本業務遂行に見合った業務実績があるか。 ・人員配置、業務分担等が本業務遂行に即しているか。 など	15
業務の実施方針	・本業務の目的、内容、課題等について、十分理解されているか。 ・本業務の目的遂行、課題解決、業務体制、実施方針、工程計画に対して、適切な方針が示されているか。 ・発注者を支援する意欲、姿勢、配慮がされているか。 など	25
業務の手法及び 内容	・特定テーマに対する課題設定、提案が適切になされているか。 ・本業務仕様書に示した業務の水準以上の取組み、内容の充実につながる提案が示されているか。 ・本業務遂行にあたり、手順や進行管理等が適切に示されているか。 など	55
経済性	経済性を考慮した委託料見積額となっているか。	5
合 計		100